



2026 年 7 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社ディスコ
代表者名 代表執行役社長 関家 一馬
(コード番号：6146 東証プライム市場)
問合せ先 I R 室長 木場 竜一郎
(TEL. 03-4590-1111 (代表))

譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、2026 年 7 月 23 日（以下「本割当決議日」という。）開催の取締役会において、下記のとおり、新株式の発行（以下「本新株式発行」又は「発行」という。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 発行の概要

(1) 払 込 期 日	2026 年 8 月 7 日
(2) 発 行 す る 株 式 の 種 類 及 び 数	当社普通株式 3,000 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき 68,590 円
(4) 発 行 総 額	205,770,000 円
(5) 株式の割当ての対象者 及びその人数並びに 割り当てる株式の数	当社の執行役 6 名 3,000 株
(6) そ の 他	本新株式発行については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2004年に退職慰労金制度を廃止し、これに代わるものとして株式報酬型ストックオプション制度を採用していました。さらに、2024年1月29日の報酬委員会において、この制度を廃止し、執行役（取締役兼務者を含む。以下「対象者」という。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）に移行することを決議しました。対象者に現物株式を長期インセンティブ報酬として付与し、現物株式を保有させることによって、株主とのより一層の価値共有を進めることを目的としています。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

当社は、対象者に対し、当社報酬委員会の決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として金銭債権を支給し、対象者は、当該金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲において、

当該取締役会において決定します。なお、各対象者への具体的な支給時期及び配分については、報酬委員会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」という。）の発行又は処分に当たっては、当社と対象者との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理します。

なお、本制度の導入目的である株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間を50年としております。ただし、正当な理由により取締役及び執行役のいずれも退任するなどした場合には譲渡制限を解除します。

今回は、報酬委員会の決議を経たうえで、以下の計算式に基づき、金銭債権合計205,770,000円（以下「本金銭債権」という。）、普通株式3,000株を付与することとしました。

毎月支給 される 基本報酬(年額)	×	係数 会長・社長:1.0 副社長:0.9 専務:0.8 常務:0.7 役位なし:0.6	÷	株価 ※1	=	割当株数 ※2
-------------------------	---	--	---	-------	---	---------

※1 本割当決議日の前営業日の終値

※2 当社定款第8条において当社の単元株式数を100株と規定していることから、計算の結果、割当株数に100株未満の端数が生じる場合は、これを100株単位に切り上げます。

本新株式発行においては、本制度に基づき、割当予定先である対象者6名が当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について割当てを受けることとなります。本新株式発行において、当社と対象者との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）の概要は、下記3.のとおりです。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

2026年8月7日から2076年8月6日まで

(2) 譲渡制限の解除条件及び解除時期

対象者が職務執行開始日からその後最初に到来する定時株主総会の終結時点の直前時までの期間（以下「本役務提供期間」という。）中、継続して、当社の執行役又は取締役（以下「執行役等」という。）の少なくともいずれか一方の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点（ただし、対象者が当社の執行役等のいずれの地位をも任期満了その他の正当な事由（対象者の自己都合によるものはこれに含まれない。以下同じ。）により退任（死亡による退任を含む。）した場合は当該退任の直後の時点。）で譲渡制限を解除する。

本役務提供期間中に、対象者が任期満了その他の正当な事由（対象者の自己都合によるものはこれに含まれない。以下同じ。）により、当社の執行役等のいずれの地位をも退任（死亡による退任を含む。）した場合には、下記①に定める数に、下記②に定める数を乗じた結果得られる数（1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）について当該退任の直後の時点に本譲渡制限を解除する。

①対象者の退任時点において対象者が保有する本割当株式数

②本割当決議日を含む月から対象者の退任の日を含む月までの月数を12で除した結果得られる数

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（2）で定める譲渡制限解除時点の直後をもって、当該時点の直後において対象者が保有する譲渡制限が解除されない本割当株式の全部について、当然に無償で取得する。

(4) マルス・クローバック

当社は、対象者による重大な法令・社内規程違反又は不正行為に起因する財務諸表の修正が必要と認められた場合、本人の作為・不作為にかかわらず当該事象（以下「非違事由」という。）に帰責性のある執行役（以下「対象執行役」という。）に対し、取締役会の決議を経て、以下の措置を取る。

①無償取得（マルス）

当社は、非違事由判明時点の直後において、対象執行役が保有する譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当然にこれを無償で取得する。

②譲渡制限解除後の返還（クローバック）

対象執行役の退任後に対象執行役の行為が非違事由に該当することを取締役会が決議した場合であつて、本割当株式の割当日が当該対象執行役の退任日が属する事業年度及びその直前3事業年度に含まれる場合、対象執行役又はその相続人は、譲渡制限が解除された本割当株式を当社に返還する（すでに本割当株式の全部又は一部を売却している場合には、当該株式の売却代金相当額を当社に支払うものとする）。

(5) 組織再編等が実施される場合の本割当株式の取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本割当決議日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

(6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象者が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象者は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本新株式発行は、本制度に基づく当社の第88期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年7月22日（本割当決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である68,590円としております。これは、本割当決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以 上